清代前期江南の物價動向

中山美緒

はじめに
一　棉花
二　生絲
三　棉布
四　田産
五　賃金
おわりに

はじめに

清代前期江南の米價動向に關しては、既に拙稿「清代前期江南の米價動向」（『史學雜誌』八十七編九號、一九七八。以下、「前稿」と略す）に於て取扱い、米價の長期的趨勢として、萬曆末年以降順治前半に至る上昇、順治後半以降康熙中期に至る低落、康熙後半以降の漸騰を經て乾隆年間に顯著となる騰貴、という大きな三局面が見られることを指摘した。

本稿は、これに續いて、江南に於る主要な商品作物、手工業製品、田土の價格趨勢及び賃金の動向を、米價變動との綜合に立って考察しようとするものである。[1]

江南に於る商品作物としては棉花、手工業製品としては生絲・棉布を取上げることとする。これらの商品生産は、明中期以降、廣汎な農民層によって、米穀にかわる有利な生産、或は最も有利な副業として選びとられてきたものであり、明

末には、部分的にではあれ、江南農村に於る再生産の不可缺の要素となっていたことは、從來の研究で指摘されている。

田土が當時の中國に於る最も主要な財産形態であったことは言うまでもない。しかもそれが投資對象として、その收益性に基づいて評價されるに至っていたこと（後述）は、田價變動を、經濟景況の一指標たらしめていると思われる。賃金資料は、これを他物價との關係に於て實質賃金として把握することを通じ、雇傭勞働の發展如何、或は所謂「人口壓」の影響等の問題を解明する一助となり得るであろう。但し本稿では、賃金資料の不足により、極めて不十分な論及に止まった。

以下本稿では、棉花以下の各項について、㈠蒐集した價格資料の考察の前提として、その價格をつけられた商品の狀態・品質等の說明を行ない、㈡米價を中心とする一般物價動向の一環としての、各々の商品價格の長期的動向を概觀し、㈢生産・流通等の側面に於るその商品獨自の價格規定要因を檢討する、という順序で論を進めたい。

一　棉　花

價格資料は、表1、2に整理して示した。

表1、2所載の資料の內、『閱世編』記載の價格（表1）が花衣（脫核棉花）價格ではなく子花（有核棉花）價格であることに關しては、西嶋定生氏の論證がある。[2]『一斑錄雜述』所載の價格（表2）についても、雍正以前の價格として記載されている一擔當り錢二千文という數値（康熙年間の銀錢比價[3]によって換算すると銀約一兩八錢となる）が、『閱世編』の數値に比してむしろ賤い位であることから、これを、子花の約三倍と推定される花衣價格とすることには無理があり、地域差や度量衡による誤差を考慮しても、『閱世編』同樣、子花價格と考えて誤りないと思われる。表2所載の他書からの資料も、『一斑錄雜述』資料との比較から、子花價格であると推定される。

清代初期の棉花（子花）價格の動きを表1によって見てみると、崇禎以前に百觔當り一兩六錢乃至一兩七錢であった上

表1　清初松江府の棉花價格（銀）

年	月	棉花價格（兩/百觔）	年	月	棉花價格（兩/百觔）
天啓	1627頃	1.6〜1.7	康熙（一六六二—一七二二）	1670.10	3.0＋
崇禎	1630前後	4.0〜5.0		1670.10末	4.0
順治（一六四四—六一）	1644〜5	0.5〜0.6		1671.11	3.0
	〃	〔2,000文〕		〃	〔3,300文〕
	1649	3.4〜3.5		1674	上上花1.9
	1650.9	5.0		1677夏	2.6〜2.7
	1651.3	9.0*		〃	上者3.0
	1657	2.5		1679秋	1.5〜1.6
	1659.閏3	4.5		1680夏	3.0
	1661冬	2.0		1681夏	3.5〜3.6
康熙	1662.1	3.0		1682.5	上白者4.1
	〃 7	2.0		1684.秋	上白好花1.3〜1.4
	1670秋	1.7〜1.8			

上表は，葉夢珠『閱世編』卷7，食貨4，に載る棉花價格資料により，作成したものである。

＊價格に續けて，「是時三，四年間，遞有升降，相去亦不甚懸絕」とある。

表2　清中期江南の棉花價格（銅錢）

年次	地域	價格（文/百觔＝擔）	備考	史料
順治〜雍正	蘇州府昭文縣	2,000±		①
乾隆中	〃	3,000−		〃
乾隆46(1781) 5月	〃	2,300〜2,400		〃
〃　6月以降	〃	4,600〜4,800	台風による歉收	〃
乾隆47(1782)	〃	6,000		〃
〃 48〜58頃	〃	4,000		〃
〃 50(1785)	松江府上海縣	8,000	大旱	②
〃 55以前	紹興府蕭山縣	3,000〜4,000		③
〃 56(1791)	〃	10,000	歉收	〃
〃 56(1791)	松江府上海縣	11,000	歲祲	②
〃 57(1792)	紹興府蕭山縣	8,000＋		③
〃 59(1794)	蘇州府昭文縣	11,000	雨荒	①

史料：①鄭光祖『一斑錄雜述』6，棉花價。②嘉慶『上海縣志』卷19，祥異。③汪輝祖『病榻夢痕錄』乾隆57年の條。

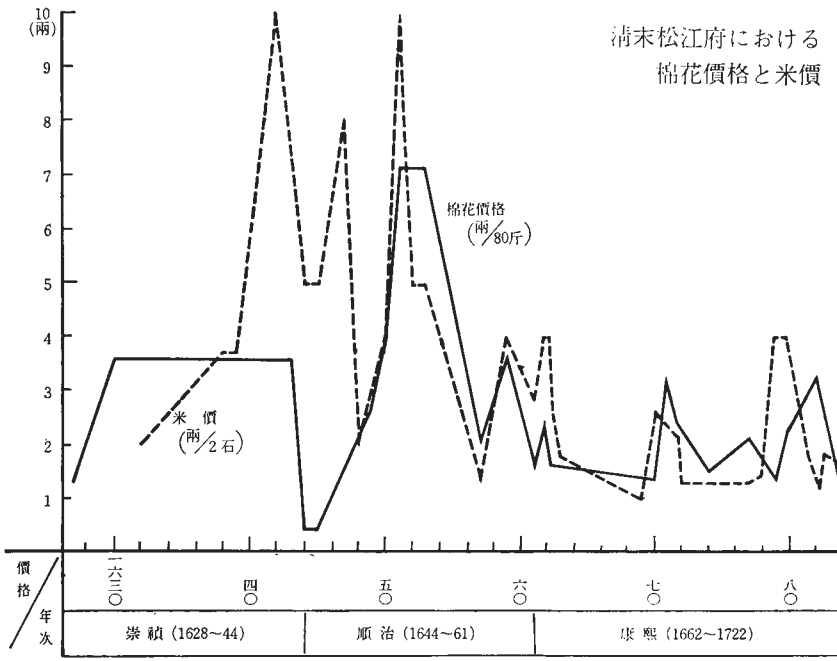

海縣の棉花價格は、崇禎初年に騰貴し、明清鼎革の混亂期には暴落している。その後、米價の動きと同様に、順治年間には高水準を保っていたものが、順治末年以降低落し、以後、康熙前半を通じて低い水準にとどまったことが知られる。

雍正年間以降の棉花價格については、蘇州府昭文縣の人鄭光祖が『一斑錄雜述』六、「棉花價」の中で述べており、それによると、國初以來雍正まで一擔二千文（一兩八錢～二兩四錢）④上下であった棉花價格は、乾隆年間に漸增したが、一擔三千文（約四兩三錢）⑤を越えなかった。しかし、乾隆四十六（一七八一）年の台風による歉收を機に騰貴し、常價が四千文（約四兩四錢）⑥となったという。これは、紹興府蕭山縣の人、汪輝祖が、乾隆五十五（一七九〇）年以前の常價として一斤三、四十文と述べている事と大體一致する（表2）。

以上、棉花價格には、長期的かつ巨視的に見て、米價と同様、明末の上昇、順治後半から康熙にかけての低落、乾隆以後の增長という變動があったことが知られる。これは、後述の如く、一般物價水準がそのように變動しているのであって、棉花生產技術に大きな變化が見られぬ以上、

棉花價格も一般物價と同樣の長期的變動を見せることは當然であると言えよう。しかし、一方で、他物價と區別される獨自の要因にも注目すべきであろう。第一に、棉花は、江南の重要移出商品たる棉布の原料として、棉布の生産・流通動向に價格を左右されており、第二に、江南棉花は、江南の棉花市場に於て必ずしも安定した地位を保ち得ず、他地域産棉花と競爭關係にあった。いま、以上の二點について檢討して見たい。

右圖は、『閱世編』の棉花價格資料（表1）と米價資料[7]とによって作成したものであり、土地一畝當りの棉花收量、稻米收量をそれぞれ八十斤、二石[8]とし、その價格變動を示している。これによると、棉花價格と米價とは、密接とは言えないまでも、大體に於て照應しつつ變動しているが、これは、共に夏作物である棉花と米穀との作柄は大率一致することや、一般物價水準の動向という點から見て、首肯し得ることである。しかし、例外として、米價の高騰、棉花價格の低落という形で兩者が一時的に逆方向に變動した時期が、順治元（一六四四）年前後と康熙十八（一六七九）年との二回存在する。順治元年前後の棉花價格低落については、『閱世編』卷七に、

甲申（順治元年）以後、因南北閒阻、布商不行、棉花百觔一擔、不過値錢二千文、准銀五、六錢而已。順治三、四年後、布漸行、花亦漸長。（括弧内は引用者―以下同樣）

とあり、戰亂によって布商の活動が停止した爲の棉花需要の減少によるものである、とされている。[9] 米穀移入地帶であり、かつ棉布移出地帶であるという松江府の經濟的性格からして、流通の阻害という要因が、米穀に關しては價格騰貴、棉花に關しては價格低落という結果を招いたものと見ることができる。[10] 康熙十八年の棉花價格低落については、全く推測の域を出ないが、同年は、山東・河南・江北・蘇州・常州・鎭江等の地域の稻作が俱に凶作であった[11]ことから、米穀が不足して米價が騰貴した反面、棉布の縣外需要が停滯したことが、棉花價格と米價とを一時的に逆方向へと變動させた原因ではないかと考えられる。

以上のような、棉布流通狀況の變化に因る以外に、他地域産棉花との直接の競爭も、江南棉花の價格に影響を及ぼし

た。河南・山東等北方諸省産の棉花が明代から江南に流入していたことは、西嶋定生氏によって指摘されているが、[17] 管見の範圍では、明代に於て、それらの北方産棉花の流入が、江南市場の棉花價格を下落させる要因として特に注目されている例は見當らない。清初順治年間（一六四四　六一）の半ばに於ても、康熙『崇明縣志』巻七、祥志、順治九年の條に、

棉大稔、每觔價至一錢。種地數畝者、頓成富室。（傍點は引用者　以下同樣）

とあって、豐作であるにも拘らず價格が貴かったと記されていることからも察せられるように、この時期、供給過剰による價格低落ということは問題になっていなかったと思われる。棉作にとって有利なそのような狀況は、康熙年間に至って變化した。光緒『嘉定縣志』巻三、賦法沿革、張詩「永折論略」には、

嘉〔定〕漕〔米〕之永折、以地不産米、而木棉與布、可易銀以充糧也。其可以易銀充糧者、以他處不産嘉定獨産、吾得以善價取直也。今近而太倉・上〔海〕・青〔浦〕、遠而山東・河南・荊〔州〕・襄〔陽〕間、皆産木棉、故順治間扣布每疋直四、五錢、今不過一錢幾分、木棉每斤七、八分或至一錢、今不過一分幾釐、於是嘉定之銀日絀而民寖寖乎病矣。（〔　〕内は引用者による補足―以下同樣）

とあり、又、清初の人、黄與堅の「太倉田賦議」（『忍菴集』文藁一）には、

太倉之偏苦如此、而昔時尚可因沿者、以土産木棉、凡南北大商、歲齎白鏹、輻輳而至、小民得擅木棉之利、可以枝梧。今則齊（山東）・豫（河南）皆擅載而南、貨多用寡、日賤其値、祗恃閩（福建）・廣（兩廣）之貿布少資織作、而又百無一。

とあり、何れも棉作の不利となった原因として、山東・河南や湖廣に於る棉花生産やその江南への移出を擧げている。[18] その結果、江南では、「年年木棉賤如土」[19] となり、棉作農家の家計は困窮したのである。その後の他地域産棉花の江南販入に關しては、乾隆初年の河南巡撫尹會一の「敬陳農桑四務疏」[20] に、「今棉花産於豫省（河南）而商賈販於江南」とあって、當時、北方からの棉花流入があったことが知られるが、乾隆末年上海の人、褚華の『木棉譜』には、上海への棉花販出地と

して、崇明・海門・丹陽を擧げるにすぎず、特に數年來「江北よりは絶えて至る者無」き狀態であったことを述べている。それと共に、乾隆年間には、江南に於る棉花栽培の增大が報ぜられているのであって[16]、それは、棉花が當時安定した利益を擧げ得ていたことを示すものであろう[17]。

二　生　絲

蒐集した絲價資料は、表3～6に示した。

まず、表中に見られる絲の種類について述べよう。「經絲」は縱糸として、「緯絲」は横糸として使用されるものである。經絲は一般に上質の繭から作られる細絲であり、緯絲は上繭・中繭から作られる肥絲（太糸）であったことが、清末の調査に見える[18]。表4の「單經絲」と「線經絲」とは、撚糸工程に關する相違に基づく呼稱かと思われるが、不詳である[19]。

蘇州織造李煦及び杭州織造孫文成の絲價報告（表4、5）は、織造局で使用する中・上等の絲に關するものと思われる（表5に附記した孫文成の說明の後半部分參照）。絲價が採訪された地點卽ち織造局が生絲を採買した地點は、嘉慶『大

表3　明末～清中期の江南の絲價

年　次	地　域	品　質	價格（銀=分/兩=絲）	備　考	史料
嘉靖中(16世紀半)	蘇州府吳江縣震澤鎭		2.0	綾紬價每兩8～9分	①
崇禎12(1639)		湖絲	6.25		②
崇禎末年	湖　州	經絲	7.14	絹價每兩1錢	③
〃	〃	緯絲	5.4	〃	③
康熙13(1674)	湖州府吳興縣雙林鎭	細絲	8.5	大水による歉收	④
〃 22(1683)	〃	新絲	8.5	〃	④
康熙中	震澤鎭		3.0～4.0	紬價每兩1錢	①
康熙50(1711)		新絲	6.0～7.0	新絲收成甚好，絲價不貴	⑤
乾隆11(1746)頃	震澤縣		6.0～8.0	紬價每兩1錢3分餘	①
〃 20(1755)	蘇州府吳江縣平望鎭		10.0	大熱蠶死	⑥
〃	湖　州	上用絲	13.0＋	多雨天寒による歉收	⑦
〃	〃	官用絲	12.0＋	〃	⑦

史料：①乾隆『震澤縣志』卷25，生業。②傅元初「請開洋票疏」（『天下郡國利病書』卷96，郭造卿「閩山冠議」中に引用）。③『沈氏農書』（張履祥『楊園先生全集』卷49）。④民國『雙林鎭志』卷19，災異。⑤故宮博物院明清檔案部編『李煦奏摺』中華書局，1976，95頁。⑥道光『平望志』卷13，災變。⑦嘉慶『大清會典事例』卷153，戶部，庫藏，綏疋庫，乾隆20年の覆准。

表4　康熙末年の江南における新絲價格

報告年月日	線經絲(分/兩)	單經絲(分/兩)	緯絲(分/兩)
康熙51(1712)5.16	8.4	—	7.5
〃 52(1713)閏5.23	8.9	8.2	7.8
〃 53(1714)6.9	8.5	8.1	7.7
〃 54(1715)6.6	8.0	7.0	6.6
〃 55(1716)5.12	8.3	7.2	6.9
〃 56(1717)6.3	8.1	7.0	6.7
〃 57(1718)6.16	8.2	7.6	7.2
〃 58(1719)6.24	8.0	7.4	7.0
〃 59(1720)6.13	7.9	7.0	6.5
〃 60(1721)6.6	7.2	6.2	5.8
〃 61(1722)6.7	7.9	6.7	6.3

本表は，『李煦奏摺』（表3史料⑤參照）に收錄されている，蘇州織造李煦の奏摺中より，絲價資料を抽出して作成したものである。同樣の表は，すでに，ジョナサン・スペンス氏によって作成されている（J. D. Spence, *Ts'ao Yin and the K'ang-hsi Emperor*: Yale UP., 1967, 295頁）。〔補記〕莊吉發譯註『孫文成奏摺』（臺北・文史哲出版社，1978）所載の杭州新絲價格報告によれば，頭等細絲一兩の價格は，康熙46年に5分2釐餘，47年に6分1～2釐，56年に7分5釐，58年に7分8釐であった（本書の存在は，本稿提出後，松浦茂氏の御教示により知った）。

表5　雍正初年の江南における新絲價格

年　　次	頭等細絲（分/兩）	稍次者（分/兩）
雍正元（1723）	7.8	7.2+
〃 2（1724）	7.2～7.3	6.7～6.8
〃 3（1725）	7.0	6.5～6.6
〃 4（1726）	7.0	6.5～6.6

本表は，『雍正硃批諭旨』第47冊，杭州織造孫文成の4年9月1日附奏摺に載る絲價資料により作成したものである。スペンス氏前掲書，295～6頁。孫文成のこの絲價報告は，皇帝の「絲價低昂，朕向未了悉。歷來最貴之價若干，最賤之價若干，其詳細開明奏來。朕欲知之」という質問に答えたもので，「皇上御極以來，蠶絲連年俱好，其價不甚騰貴。……因蠶桑年成與莊稼一樣，看收成好歹，定絲價貴賤。大概歷來上貴者不出一錢之外，最賤亦得五六分不等。其粗糙不堪之絲，臣衙門因無用處，不行採買。價比頭蠶好絲，賤一，二分」という說明がついている。

表6　イギリス東インド會社の中國における生絲買入契約價格

年	次	契約地點	品　質	價　格 tael=兩/picul=擔	Morse 書の卷數—頁數	年	次	契約地點	品　質	價　格 tael/picul	Morse 書の卷數—頁數
康熙（一六六一—一七三）	1699	廣東	上級	137	vol. Ⅰ-90	乾隆（一七三六—九五）	1763	廣東	*	240～250	Ⅴ-108
	〃	〃	中級	127	Ⅰ-90		1764	〃	南京	260～290**	Ⅴ-119
	1700	〃		137.2	Ⅰ-97		1765	〃		269	Ⅴ-124
	1701	舟山		195	Ⅰ-110		1766	〃		265	Ⅴ-130
	1702	厦門		132	Ⅰ-123		1767	〃		260	Ⅴ-137
	〃	〃		140	Ⅰ-124		1768	〃		265～294	Ⅴ-137
	1722	廣東		150	Ⅰ-172		1771	〃		272.5	Ⅴ-160
雍正（一七三一—三五）	1723	〃		142	Ⅰ-176		〃	〃		265～275	Ⅴ-160
	〃	〃		145	Ⅰ-177		1773	〃		272.5	Ⅴ-178
	1724	〃		155	Ⅰ-180		1774	〃		272.5～277.5	Ⅴ-188
	1730	〃		159.6	Ⅰ-200		1777	〃	上級	270	Ⅱ-27
	1731	〃		155	Ⅰ-203		〃	〃		265	Ⅱ-28
乾隆（一七三六—九五）	1750	〃	南京高級	175	Ⅰ-288		1780	〃		265	Ⅱ-53
	1753	〃		175	Ⅰ-291		1783	〃		275	Ⅱ-90
	1754	〃		155～220	Ⅴ-19		1784	〃	南京	310	Ⅱ-96
	1755	〃		190	Ⅴ-24		〃	〃	廣東	220	Ⅱ-96
	1756	〃		192.5	Ⅴ-47		1785	〃		290, 320	Ⅱ-110
	1757	寧波		225～250	Ⅴ-60		1787	〃		280	Ⅱ-138
	〃	廣東		187	Ⅴ-64		1792	〃	南京	312	Ⅱ-203
	1759	寧波		198	Ⅴ-69		〃	〃		255	Ⅱ-198

本表は，H. B. Morse, *The Chronicles of the East India Company Trading to China 1635—1834*, Oxford, 1926—29. により作成した。同書を使用した絲價表は，すでに，全漢昇「美洲白銀與十八世紀中國物價革命的關係」（同氏『中國經濟史論叢』第二冊，新亞研究所，1972，所收）及び，田中正俊「中國社會の解體とアヘン戰爭」（同氏『中國近代經濟史研究序說』東京大學出版會，1973，所收）において作成されている。

* raw silk（生絲）でなく，silk とのみ記してある。　　** 買入契約價格でなく，廣東における時價を示したもの。

清會典事例』巻一百五十三、戶部、庫藏、緞疋庫、に載る乾隆十（一七四五）年の規定等から、少なくとも清代中期以降には、織造局の存在する蘇州・杭州等の城市でなく、蠶絲業の中心たる湖州府の南潯鎭・雙林鎭・新市鎭等であったと推定される。

十八世紀に於る絲價變動を示すものは、H・B・モース『東インド會社中國貿易編年誌』[24]中に見られる、イギリス東インド會社の年々の生絲買入契約價格である（表6）。この買入は主に廣東で行なわれたものであり、もし、東インド會社の買付けた生絲が、廣東土絲等、江南產以外の絲であったとすれば、『編年誌』所載の價格が江南產生絲の價格を反映していない場合もあり得る。しかし、『編年誌』の記事によれば、少なくとも十八世紀末から十九世紀初にかけては、地方間貿易船（カントリー）及び外國船は廣東絲を積込んだのに對し、東インド會社船は高級な「南京」產（江南產）の生絲を積込んでいたことが知られ、[25]さらに、前金制度の由來を述べた部分では、「嘗て一貿易期に四隻程度の船しか來航しなかった頃」（『編年誌』各卷末の中國來航東インド會社船名表によれば、それは十八世紀前半のことと見てよいであろう）に於ても、「南京（又は蘇州・杭州）からの生絲 silk」の迅速な引渡は、前金制度によってはじめて可能であった、と述べて、東インド會社が江南產生絲を買付けていたことを示している。[26]以上より、東インド會社の買付が、江南產生絲を中心に行なわれていたらしいこと、從って、買入契約價格として記錄されているものの變動が、一定程度江南に於る生絲價格の變動傾向を反映しているのではないかということ、を言い得るであろう。[27]

さて、表3～6を參考として江南の絲價變動を觀察して見よう。乾隆『震澤縣志』巻二十五、生業、には、絲價變動の概略を記して、

按史册、黃溪志、明嘉靖中、綾紬價每兩八、九分、絲每兩二分。我朝康熙中、紬價每兩一錢、絲價尙止三、四分。今紬價視康熙間祇增三之一、而絲價倍之。此業織紬者之所以生計日微也。

とあって、明代嘉靖年間（一五二二―六六）に生絲一兩の價格が銀二分であったものが、康熙（一六六二―一七二二）中には

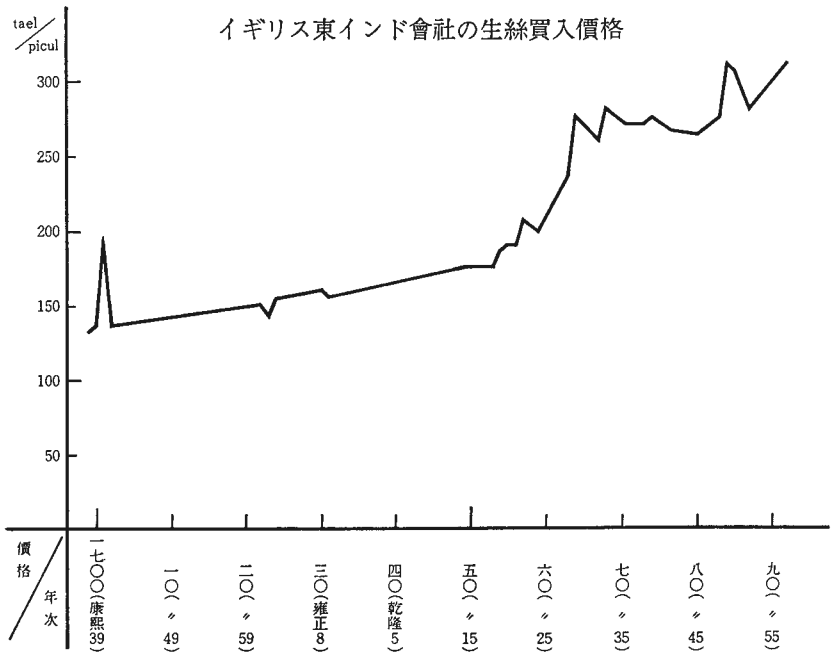

三、四分、現在（乾隆十一（一七四六）年頃）は六～八分であることを述べており、絲價の長期的上昇傾向を知ることができる。しかし、表3に示した明末崇禎年間（一六二八―四四）の資料によれば、生絲一兩が銀六分前後であるから、絲價も米價等と同じく明末に一時騰貴したものと見てよく、大體、明末の上昇→康熙の低落→乾隆の騰貴、という、米價と同様の曲線を描いていると言うことができる。康熙末年から雍正初年の絲價は、生絲一兩につき銀七、八分前後で安定している（表4、5）。乾隆年間の生絲價格につき、表6に基づき作成した上圖によれば、乾隆二十（一七五五）年頃に始まった激しい騰貴は、三十三（一七六八）年頃に至ってようやく止まり、以後、絲價は横ばい狀態となっている。

以上、絲價の長期的動向を見てきたが、米價、棉花價格に對比して、生絲價格の變動に關して注目される點をいくつか擧げてみたい。

第一に、棉花・米と比較して、生絲の場合、價格の低落した康熙年間（一六六二―一七二二）に於ても、價格の低さ、利益の少なさを嘆く文章は、管見の範圍では見當らないこ

とである。康熙前半を蘇州で過ごした唐甄も、『潛書』下篇下、教蠶、に、

吳絲衣天下、聚於雙林〔鎮〕、吳・越・閩・番至於海島、皆來市焉。五月、載銀而至、委積如瓦礫。吳南諸鄉、歲有百十萬之益。是以雖賦重困窮、民未至於空虛、室廬舟楫之繁庶、勝於他所。

と述べ、雙林鎮の絲市に全國から客商が集まり、活潑な取引を通じて大きな利益をもたらす様子を描寫している。これは恐らく、當時、湖廣・四川及び華北諸省等に於て生産された生絲と湖州一帶産の生絲とは、品質上の大きな差を持つに至っており、湖州産の生絲のみが高級品として全國に販路を持ち得たということ、[32]そしてそれ故に、湖絲は棉花の如く他省の産品に市場を奪われることが少なかったという理由によるのではないかと思われる。

第二に、乾隆年間の米價騰貴と生絲價格騰貴との間に存在する時間的ずれが注目される。卽ち、米價が乾隆初年から二十年の間に激しく騰貴しているのに對し、[33]生絲價格（表6）は、米價騰貴の一段落した二十年頃から激しい騰貴を開始している。生絲價格の騰貴は、當初、多くの論者によって、生絲輸出量の増大に起因するものとして把えられた。[34]確かに乾隆初年から四十年までの間、イギリス向け生絲輸出量は概して増大している。[35]しかし、絲價抑制を目的に乾隆二十四（一七五九）年以降行なわれた生絲・絹織物輸出禁止措置にも拘らず絲價騰貴が停止しなかったことを考慮すれば、生絲騰貴の原因を生絲輸出量の増大のみに歸することはできないであろう。むしろ、生絲價格の騰貴は、この時期、生絲を含む諸物品輸出の對價としての銀流入がもたらした、一般物價騰貴の一環であり、米價騰貴の先行は、米穀という商品の主穀としての特殊性によるものと考えるべきかと思われる。[36]

三　棉　布

蒐集した價格資料は、表7に示した。

明末清初の江南に於る棉布の種類については、西嶋定生氏が詳細な檢討を加えておられる。[37]本節では、表7に見える種

表7　清初江南における棉布價格

年次	地域	品質	價格(銀=錢/疋)	備考	史料
崇禎2(1629)	松江府華亭縣	官布	4.0〜4.2	採買價格	①
順治元〜2(1644〜5)	松江府上海縣	標布	1.0−		②
〃 〃 〃	〃	〃	〔200〜300文〕		〃
〃 8(1651)	〃	〃	3.3		〃
〃 9(1652)	蘇州府嘉定縣	官布	6.0		③
順治閒	〃	扣布	4.0〜5.0		④
順治9〜10(1652〜3)	上海縣	小布	2.0		②
〃 11〜12(1654〜5)	〃	標布	4.0〜5.0		〃
康熙元(1662)	嘉定縣	官布	5.0		③
〃 元〜3(1662〜4)	上海縣	小布	0.8〜1.0		②
〃 11〜12(1672〜3)	嘉定縣	官布	4.15		③
〃 21(1682)	上海縣	中機	3.0		②
〃 22〜23(1683〜4)	〃	青布	5.29	採買價格	⑤
〃 〃 〃	〃	藍布	4.79	〃	〃
〃 23(1684)	〃	標布上上者	2.0		②
〃 〃 〃	〃	〃 麤者	1.3〜1.5		〃
〃 24(1685)	〃	青布	5.01	採買價格	⑤
〃 〃 〃	〃	藍布	4.51	〃	〃
康熙半(『閱世編』執筆時)	〃	標布	2.0		②

史料：①崇禎『松江府志』巻11，鄭友玄「布解議」。　②葉夢珠『閱世編』巻7．食貨5。　③光緒『嘉定縣志』巻3，趙昕「官布考略」。　④同前書同巻，張詩「永折論略」。　⑤湯斌『湯子遺書』巻2，「解送布疋疏」。

類についてのみ、簡單に説明を加えておきたい。

まず、『閱世編』に記載される「標布」・「中機」・「小布」であるが、これらは何れも高級棉布と區別される普通品―「粗布」に屬するものである。『閱世編』の説明によれば、「標布」とは「上闊尖細者」（幅が廣く細密であるもの、の意か）であり、「中機」は標布に比してやや幅が狹く長さの長いものであって、兩者の一疋の價格は同じ位である。又、「小布」は最も幅が狹く長さの短いものであり、幅は一尺餘、長さは十六尺に過ぎないと言う。[28] 次に「扣布」について見ると、乾隆年間上海の人、褚華の『木棉譜』に「凡布密而狹短者爲小布、松江謂之扣布」とあり、「小布」に近いものと考えられる。「官布」は上納棉布であり、内、崇禎二年の價格については、上納棉布中でも高級布に屬する二線細布・三線細布

の価格であることが知られる。[35]「青布・藍布」については、湯斌『湯子遺書』巻二、奏疏、「解送布疋疏」に、「此布細密寛長、非比民間所用短窄粗糙之布」とあり、高級品であることがわかる。[36]

表7に示した棉布価格の内には、官による採買の際に採買價格として定められたものも含まれており、それらは市場價格と言うことはできないが、何れも妥當な價格であることが強調されており、市場價格との間にそれ程の差はないと考えられる爲、採用した。

さて、清代前期の棉布價格の推移を檢討してみると、資料の少なさや布の種類の多様さの爲、一括して論ずることは困難ではあるが、『閱世編』所載の標布價格（表7）についてのみ見ても、明清交替期の價格低落、順治年間（一六四四―六一）の騰貴、康熙年間（一六六二―一七二二）に至っての低落という趨勢は看取することができる。順治から康熙にかけての低落局面については、趙昕「官布考略」（表7參照）や張詩「永折論略」（八二頁參照）にも述べられている。

乾隆年間（一七三六―九五）に關しては、常州府陽湖縣の人、洪亮吉が、乾隆初年に一丈三十～四十文（銀に換算して四分三釐～五分七釐）[37]であった布價が、乾隆末年には一丈百～二百文（七分一釐～一錢五分）[38]に上昇したと述べている。[39]清初資料との比較の爲、今假りに二丈三尺＝一疋[40]として、洪亮吉の記した布價を疋當りに換算してみると、乾隆初年の一疋當りの布價は九分九釐から一錢三分一釐程度、乾隆末年の布價は、一錢六分三釐から三錢四分五釐程度、ということになる。

棉布價格にも、長期的には一般の物價水準と同様の變動が見られることは當然であり、特に棉花價格と密接な關連を保っていたことは推測に難くないのであって、清初の人、陸世儀が、松江府青浦縣について、

青浦之俗、工織布、棉三斤織布一疋、利率三倍。

と述べて、[41]棉花價格と棉布價格との間の一定の比率を示唆していることは、この推測を裏附けるものである。又、棉花の項で述べたように（八一頁）、棉布の流通狀況は、棉花價格の一規定要因であった。しかし、短期的變動について言えば、布價は、米價等のみならず、棉花價格ともかなり異なった動きをすることが考えられる。實際の物價資料によって示すこ

とは現在できないが、凶作が諸物價に及ぼす影響を假說的に考えてみると、米の如く需要の固定した商品の價格は生產の減少に伴なって急激に騰貴するが、棉布の如き手工業製品の價格は、たとえ原料の棉花が不作で騰貴したとしても、かえって低落する場合があるであろう。というのは、第一に、棉布の買手の家計の中で食費に割かれる部分が多くなることにより、食料以外の商品に對する有效需要は減少することが考えられ、第二に、棉布の賣手は、食料を得る必要上、棉布を直ちに換金せねばならず、買手市場となるからである。[40] 實際に、浙江省嘉興府嘉善縣の人、陳龍正は、崇禎三年（一六三〇）の「庚午急救春荒事宜[41]」中に、

荒年米貴、則布愈賤。各賈乘農夫之急、閉門不收、雖有布無可賣處。

と述べ、荒年に於る布價低落を、崇禎三年のみならず一般的な現象として記述している。又、光緒『青浦縣志』卷二十八、藝文、集詩、に載る、嘉慶道光期（十九世紀前半）の人、何其偉の「大水後多鬻女者詩以悲之」にも、

木棉價貴布價賤、爨火欲斷心皇皇。

とあり、水災時の棉花價格騰貴と棉布價格低落とに觸れている。從って、凶年には、棉花價格騰貴と棉布價格低落とによって、紡糸織布の利は急激に減少すると考えられるのであって、凶年に際して言われる「紗布無息[42]」（棉糸と棉布とに利潤なし）とは、このような狀態を言うのであろうと思われる。

四　田　產

田產は、米穀・棉花・生絲等と比較して、價格變動の把握が更に困難な種類の財であると言える。というのは、田產は、地味・所在等の條件が、個々の地片により千差萬別である爲、その單位面積當りの標準的な價格は大きな幅を持たざるを得ないからである。しかも、清代については、田價の檢討に際し、特に大きな留保を附さなければならない。その第一は、清代に於る「田價」の概念は必ずしも自明ではないという點であって、例えば、一旦賣却された田產につき、かな

表8　明末〜清中期江南の田價

時期	地域	田の性質	價格（兩/畝）	史料
明中葉	常州府金壇縣		50〜100	①
萬曆初年	蘇州府		*0.8*	②
萬曆中期(16世紀末)	湖州府	上地	10＋	③
〃	〃	中地	7	③
〃	〃	下地	3〜4	③
萬曆27〜30頃	蘇州府常熟縣		*1.1〜2.5*	④
〃 32〜35頃	〃 〃		*1.8〜2.0*	④
〃 38(1610)	〃 〃		*1.99*	④
〃 36(1608)頃	嘉興府海鹽縣	腴田	6.25	⑤
〃 〃	〃 〃	瘠田	0.94〜1.25	⑤
崇禎中	松江府 青浦縣 華亭縣	上田	10＋	⑥
〃	〃 上海縣	上田	3〜4	⑥
崇禎15(1642)	蘇州府		*4〜5*	②
崇禎末	金匱縣		1〜2	①
順治初(17世紀半)	華亭・青浦	上田	15〜16	⑥
〃	上海縣	下田	3〜4	⑥
〃	金匱縣	良田	2〜3	①
〃	蘇州府嘉定縣		10＋	⑦
康熙元〜3	松江府	最上田	0.3〜0.5	⑥
康熙16(1677)	蘇州府吳江縣		*4.89*	⑧
康熙19(1680)春	華亭・婁縣	上田	7〜8	⑥
〃 〃	上海縣	下田	2〜3	⑥
〃 25(1686)	蘇州府吳縣	中產	*5.0*	⑨
〃 27(1688)	吳江縣		*12.08*	⑧
〃 27〜28	蘇州府長洲縣	熟產	2〜3	⑩
康熙中期？	蘇州府	下田	*1.5*	⑪
康熙年間	金匱縣		4〜5	①
康熙32(1693)	吳江縣		*12.0*	⑧
〃 40(1701)	〃		*10.0*	⑧
〃 47(1708)	〃		*13.11*	⑧
雍正年間	金匱縣	良田	2〜3	①
乾隆初年(18世紀半)	紹興府蕭山縣	上田	13〜14	⑫
〃	〃	〃	〔10千文＋〕	⑫
〃	蘇州府 常熟縣 昭文縣	高鄉	4〜5	⑬
〃	〃	低鄉	7〜8	⑬
乾隆30(1765)頃	金匱縣	中田	7〜8	①
〃	〃	上田	10＋	①
嘉慶初(18世紀末)	蕭山縣	上田	〔35〜40千文〕	⑫
〃	〃	東鄉	〔27〜30千文〕	⑫
嘉慶中？	金匱縣		50＋	①

個別的賣買における價格はイタリックで示した。その他は，相場として記録されているものである。

史料：①錢泳『履園叢話』巻1，「田價」。　②葉紹袁『啓禎記聞錄』巻3，崇禎15年の條に載る，吳氏所有の田に關する記事。　③乾隆『烏青鎮志』巻11，茅坤「與甥顧儆韋侍御書」。價格が示されているのは，桑地についてであるが，稻田でも，水旱に拘りなく2〜3石の收穫をあげ得る地田・蕩田の價格は，桑地と匹敵するものであったことが述べられている。　④江蘇省博物館編『江蘇省明清以來碑刻資料選集』北京・三聯書店，1959，548—552頁，「購置義田分贈北運差役碑」。　⑤劉世敎「荒著略」(『鹽邑志林』所收)。　⑥葉夢珠『閱世編』巻1，田產1。　⑦光緒『嘉定縣志』巻8，風俗。　⑧前掲『江蘇省明清以來碑刻資料選集』444—445頁，「大王殿置田立廟建樓墓南月碑記」。吳江縣盛澤鎭附近の田を，數次にわたり買い足していった際の價格。　⑨朱用純『愧訥集』巻6，「贈族田記」。從來腴田1畝4兩程度の水準であったものが，田價騰貴により中產1畝5兩となったことを述べる。　⑩宋犖『西陂類稿』巻39，「請豁版荒坍江田賦詳文」。稅額の重い長洲縣では，他縣に比して田價が安いことを述べる。　⑪唐甄『潛書』上篇下，「食難」。生活に困って田を賤賣した記事。　⑫汪輝祖『病榻夢痕錄』嘉慶4年の條。　⑬鄭光祖『一斑錄雜述』6，「田價」。

りの時日が経った後に賣手が買手に對して田價の足し前を要求する「找價」慣行[43]や、田底（底地）と田面（上地）とが、それぞれの價格相場に應じて相互に無干渉に賣買される一田兩主慣行[44]等は、清代に於て「田價」として表示されている價格が、田土そのものの包括的價格として支拂われたものであるとは必ずしも言い得ないことを示していると言えよう。さらに、「田價」の意味自體の曖昧さに加えて、度量衡の不統一、及び價格形成に於る偶然性・恣意性といった、清代の物價一般に共通する問題に關しても、田產に於ては、他の商品に比してさらに強い偶然性・恣意性乃至不統一性が推測されるのである。[45]從って、孤立した價格資料よりも、價格趨勢に對する同時代人の感覺に、より多く依據すべきであるという前稿の原則は、田價に於て、他の諸物價にもまして最もよくあてはまると言えよう。

以下、田價資料を整理した表8を參考にしつつ、清代前期の田價趨勢を檢討してみよう。明代中期以降、徭役負擔の增大によって下落した江南の田價[46]は、萬曆年間（一五七三―一六二〇）頃から回復しつつあった。萬曆『江寧縣志』卷三、稅糧、に載る姚汝循の「寄莊議」には、

賴巡撫海公均田粮行一條鞭法、從此役無偏累、人始知有種田之利、而城中富室始肯買田、鄉閭貧民始不肯輕棄其田矣。至今田不荒蕪、人不逃竄、錢糧不拖欠、而價日貴、亦由富室買田之故也。

として、隆慶年間（一五六七―七二）の應天巡撫海瑞による賦・役改革の後、田價が次第に上昇したことを述べ、[47]又、天啓『海鹽縣圖經』卷五、食貨篇第二之上、田土、には、

習成侈俗而桑田多、稻田爲之漸窄、屢遇豐年而穀價貴、田價因而逾高。

とあり、天啓（一六二一―二七）初年、嘉興府海鹽縣では、桑田の增加に伴なう穀價の騰貴により、田價が上昇したことを報じている。

崇禎年間（一六二八―四四）以降について、松江府上海縣の人、葉夢珠の『閱世編』の記述[48]によって見ると、崇禎年間には、松江府の田價は、一畝三兩から十餘兩という比較的貴い價格で安定し、「縉紳富室、最も多きも數千畝に過ぎず、賤

價の田無く、亦た盈萬の產無」き狀態であった。順治（一六四四―六一）初年、米價が騰湧すると、人々は爭って置產し、田價は騰貴したが、その後、賦・役の繁重と米價低落とにより、康熙（一六六二―一七二二）初年には、田產は殆んど價無きに至った。均田均役法の施行[48]以來、民心は定まったが、農村經濟の沈滯は回復せず、田價は依然として停滯し、「心計有るの家」はそれに乘じて廣く田土を買い集め、數萬畝に及ぶ大土地所有が出現した。この間、米價は上昇しなかったが、賦・役負擔が比較的輕微であった爲、大土地所有者は利益をあげ得たのである。その後、康熙十九（一六八〇）年、米價騰貴に伴なって田價も一時騰貴したが、次年にはやや低落した。以上が『閱世編』に記す所である。

雍正年間（一七二三―三五）に關しては、常州府金匱縣の人、錢泳が、康熙年間を通じて上昇した田價は、雍正年間に至って低落したことを述べている。[49] 同じく常州府に關して乾隆（一七三六―九五）前半に書かれた黃卯の『錫金識小錄』卷一、備參上、「風俗變遷」は、

田値之昂、較雍正間不啻倍蓰。蓋昔迫於追呼、但見田之爲累、故棄田之家多而置田之家少。及乾隆以後、大赦舊欠、閭閻無擾、又米價騰湧、益見田之爲利、故今置田之家多而棄田之家少。

と述べ、滯納分の稅の免除と米價の上昇とにより、雍正―乾隆間に田價が二倍以上に騰貴したことを論じている。乾隆初年から嘉慶（一七九六―一八二〇）初年にかけては、紹興府蕭山縣の人、汪輝祖が、銀表示にして三倍弱の田價騰貴を報告し、[50] 又、乾隆半ばから嘉慶後半に至る五十餘年間に關しては、前述の錢泳が、五倍程度の騰貴を記している。[51]

以上、明末以來乾隆・嘉慶年間に至る田價の趨勢を概觀すると、萬曆年間（一五七三―一六二〇）から崇禎年間（一六二八―四四）に至る上昇→順治（一六四四―六一）初年の騰貴→康熙（一六六二―一七二二）初年の低落及び康熙前半の停滯→その後の上昇→雍正年間（一七二三―三五）の低落→乾隆（一七三六―九五）・嘉慶間（一七九六―一八二〇）の騰貴、として整理することができよう。[52]

本節で紹介してきた諸史料に於て、如上の田價變動の規定要因として主に指摘されているものは、米價變動と賦・役負

擔の増減とであった。米價が上がれば土地所有のもたらす貨幣收入がふえるので田價は上がり、賦・役負擔がふえれば土地所有の利益はそれだけ減って田價は下がる、ということは、當時の觀察者にとって當然の事實になっていたものと思われる。今、田土所有者が地主であったと假定して、田土のもたらす年閒收益を計算してみると、定額の現物佃租が支配的であったと思われる當時の江南に於て、年々佃租が定額通りに納められていたとすれば、それは、

（佃租額－現物形態の稅糧負擔）×米價〈銀又は錢〉－貨幣形態〈銀又は錢〉の賦・役負擔

として表わすことができ、佃租額が多く、米價が貴く、賦・役負擔が少ない場合に、年閒收益は大きく、その逆の場合に小さいと言うことができる。ところで、地主が田土を、利潤を得る爲の投資對象と見なす場合、[36]そして田土賣買に制約がない場合には、田價に對するこの年閒收益の割合、卽ち田土所有の利益率とも言うべき割合は、異なる條件の田土の閒で一致しようとする傾向を持つであろう。[37]清初の人、唐甄が、『潛書』上篇下、善施、に於て、「千金之產、其生百五十」と述べ、清中期の人、汪輝祖が、『學治續說』中の「宜勿致民破家」に於て、「千金之產、歲息不過百有餘金」と述べているのは、そのような土地投資利率の平均化を前提としていると言える。とすれば、賣買を通じて成立する田價は、基本的には、その土地の年閒收益をその標準利率で除したものに規定されて形成されることになる。雍正年閒の官僚、鄂爾泰の、

按民閒置產、必核算籽粒、除算錢糧、然後合其利息、照値論價。

という言も、[38]これを示すものと言えよう。

しかし、實際の田價形成に際しては、また別の諸要因が働いたであろうことも推測に難くない。その第一は、田土に對する「恒產」的意識である。[39]卽ち、田產を、先祖代々の、又、子孫に永久に傳えるべき最も安全な財產、生活の窮極の據り所と見なす意識からすれば、田產の利がいかに微々たるものであり、又、それに比して田價がいかに高騰しようとも、現在生計を維持し得る限りは決して田產を賣ろうとはしない、という態度があり得たであろう。そしてその態度が田價を

おし上げる效果をもつことがあり得たであろう。第二に、饑饉等の際に於る田土の放棄乃至窮迫的賣却が、田價相場に影響を與える場合が考えられる。嘉慶の進士、周天爵は、

飢年田畝必賤。民以田易命、安問貴賤。而有力殷戶、往往以此大富。

と述べ、[59] 饑饉時の田價低落を一般的現象として指摘している。江南の例としては、崇禎末年の饑饉時の蘇州で、「民房多空廢坍頽、良田美產、欲求售而不可得」[60] と言われている狀況がこれに當ろう。この場合、米價と田價とは、むしろ負の相關關係を持つものと考えられる。

五　賃　金

清代前期の江南に關して筆者の蒐集し得た賃金資料は、表9、10に示した如く、わずかなものであり、これらの資料

表9　清代蘇州の踹布工價

年　　次	基準となる銀の種類	工價(分/匹)	備　　考	『碑刻選集』頁　數
康熙9(1670)	紋　銀	1.1	舊例通り	33—34
〃 32(1693)		1.1		34—37
〃 54(1715)		1.13	舊例通り	40—43
〃 59(1720)	九七色	1.13	米貴時には增額	43—46
乾隆4(1739)		1.13		47—49
〃 44(1779)		1.3	37年以來？	49—50
〃 60(1795)	陳平九八兌九六色銀	1.3？		51—52
同治11(1872)	九八兌九六色銀	1.4	舊例通り	57—58

この表は，江蘇省博物館編『江蘇省明清以來碑刻資料選集』北京・三聯書店，1959，所收の碑刻資料により作成したものである。

踹布業とは，棉布のつやだし業又はしわのばし業であるが，その職人である踹匠は，匹單位の出來高拂いで，布商から工價を受取っていた。これらの踹匠は，清代を通じ，しばしば賃上げを要求して爭議をおこした。『碑刻選集』に收められた數點の碑刻は，爭議のつど，その收拾のために建てられたのであって，そこには，舊來通りの，又は新しく改定された公定の工價が刻され，確認されているのである。これらの工價は官によって公定されたものであり，民間一般の賃金水準とどの程度の關連があるかはわからないが，清代を通じての，同一業種の工價の變動を示す，貴重な史料であると言える。

この史料については，横山英「清代における踹布業の經營形態」「清代における包頭制の展開—踹布業の推轉過程について」（共に同氏『中國近代化の經濟構造』亞紀書房，1972，所收）及び，寺田隆信「蘇州踹布業の經營形態」（同氏『山西商人の研究』東洋史研究會，1972，所收）において分析されている。

表10　清代前期江南の工價

時期	地域	職種	期間	飯米（食事）の給與の有無	工價	備考	史料
萬曆間	湖州	農業勞働(桑地)	1年	有	2.2兩		①
〃 中期	嘉興府崇德縣	杵油	1日おき		8分	夜業	②
崇禎13(1640)	蘇州府嘉定縣	濬河	1日		2分	官定	③
〃 16(1643)	〃 崑山縣	〃	〃		140文	〃	④
崇禎～順治	湖州	農業勞働	1年	有	5兩		⑤
〃	〃	〃	〃	〃	3兩		⑤
順治間	蘇州	瓦木匠	1日		28文		⑥
〃	〃	小工	〃		14文		⑥
順治14(1657)	太倉・嘉定	濬河	〃	無	7分	官定	⑦
康熙8(1669)	寧波府鄞縣	建墓	〃		40文		⑧
〃 20(1681)	常熟・太倉	濬河	〃		4分	官定	⑨
雍正2(1724)	松江府	修海塘	〃	無	5分	〃	⑩
〃 5(1727)	太倉州	河工	〃		5分	〃	⑪
乾隆10(1745)	常州府金匱縣	挑轎人夫土工	〃	有	5分	公定	⑫
〃	〃	〃	〃	無	8分	〃	⑫
〃 21(1756)	蘇州	染紙作坊工匠	〃	有	2～4分	〃	⑬
〃 33(1768)	江蘇省	官の土木 匠	〃		5～6分	官定	⑭
〃	〃	建設業 夯夫	〃		5分	〃	⑭
〃	〃	建設業 夫	〃		4～5分	〃	⑭
乾隆末(18世紀末)	福建・浙江・江蘇	雇役（人夫）	〃	有	50～70文		⑮
〃	〃	〃	〃	無	140～200文		⑮
〃	〃	大工	〃	有	140文		⑮
〃	〃	〃	〃	無	200文		⑮
〃	〃	人夫・左官・石工	〃		140文		⑮
〃	〃	在鄉月奉公人	1月		300文		⑮

史料：①莊元臣『漫衍齋草』治家條約，立莊規。傅衣凌「明代江南地主經濟新發展的初步研究」同氏『明代江南市民經濟試探』上海人民出版社，1957，66頁。　②康熙『石門縣志』卷7，紀文，賀燦然「石門鎭彰憲亭碑記」。地元出身ではない赤身無賴の油坊勞働者が，多額の賃金を得て群博群飲，石門鎭內に横行濶歩する樣子が描寫されている。　③康熙『嘉定縣志』卷6，西北境水利備考。一般の工價が騰貴したにも拘らず，從來通りに据え置かれたことが批判されている。　④康熙『蘇州府志』卷14。　⑤『沈氏農書』。「5兩」は楊園先生全集本（卷49）の數値，「3兩」は學海類編本（集餘6，藝能）の數値である。　⑥馮桂芬『顯志堂稿』卷12，「袁胥臺父子家書跋」。　⑦光緒『嘉定縣志』卷6，劉河治蹟。「每工給銀五分米二升，每升折銀一分」とある。　⑧李鄴嗣『杲堂文鈔』卷5，「杲堂幽居銘」。　⑨康熙51年修『常熟縣志』卷7，蔣伊「濬白茆記」。江寧巡撫慕天顏の指揮した白茆の濬河工事について記したもの。同書，卷1に載る慕天顏の「再陳水利疏」には，「每工給銀五分」とあり，當初の豫算では1日5分であったことが知られる。　⑩『雍正硃批諭旨』第25冊，2年9月4日，鄂爾泰摺。「卽以一帶被災之民召募充役，日給工食銀五分，則不特自食無虞，兼可分贍家口」とある。　⑪同前書，第23冊5年4月15日，魏經國摺。「每夫給銀五分，數萬窮民皆得養贍之費」とある。　⑫前揭『江蘇省明清以來碑刻資料選集』524―525頁「金匱縣規定脚夫轎夫土工每日工價禁止分界霸占苛索碑」。　⑬同前書，66―68頁「奉各憲嚴禁紙作坊工匠把持勒增工價永遵碑」。ノルマ以上の仕事については，一工分として5分の伙食銀が支拂われる。　⑭『江蘇省物料價值則例』（乾隆33年）。同書は，官が城垣・衙署・廟宇・倉庫等を修建する際の費用の目安として，市場價格に基づいて，石材・木材等の材料價格及び夫匠の工價を定めたものである。夯夫とは，杵で土をたたき固める工人。　⑮中川忠英『清俗紀聞』卷之二，居家。なお，同書同卷には，乾隆末年の生活費に關して，「下賤の者，一人暮し方一人前三，四十文にてハ暮しかぬれども，三人合食なれバ百文程にて安く暮らす。尤食事は魚野菜等也，肉食は出來ず」とある。

から、賃金の動向、まして、一般物價との關連に於る實質賃金の動向を讀み取ることは、殆んど不可能である。從って本節では、集め得た些少の史料を紹介するにとどめたい。

明末清初の浙江省嘉興・湖州兩府に於ては、賃金水準の上昇を示す史料が數點見られる。湖州府の人、朱國禎の『湧幢小品』（天啓二〔一六二二〕年跋）卷二、農蠶、に、

近年農夫日貴。其値增四之一。當由務農者少。可慮、可慮。

とあり、又、同じく湖州府の人、沈氏は、崇禎（一六二八―四四）末年に著したとされる『沈氏農書』中、運田地法、做工之法の項に於て、農業勞働に關し、百年前に比して雇傭條件の向上が必要となっていたことを述べている。この傾向は、清代に入っても續いていたものと見られ、嘉興府桐鄕縣の人、張履祥は、順治十五年（一六五八）に著した「補農書」下（『楊園先生全集』卷五十）に、「近年人工既貴、偸惰復多」と述べており、蘇州府に於ても、葉紹袁『啓禎記聞錄』順治六（一六四九）年の條によれば、

自鼎新以來、歲多豐穰、米價是年減至兩許。然諸食用之物及諸色工價之作（工作之價であろう）無不倍增。

とあって、賃金水準の上昇が知られる。[58]

康熙年間米價低落期の江南に關して、賃金の動向を示す史料を見出すことはできなかったが、米價上昇期の乾隆年間に關しては、常州府陽湖縣出身の洪亮吉が、「生計篇」（註㊲參照）の中で、乾隆年間を通じ、人口の增大により消費物資の價格は高騰したにも拘らず、士農工賈の收入は「いよいよ微」であり、四民の生計は困窮する形勢にあることを論じている。洪亮吉の論調からすると、名目收入も低下している如き印象を受けるが、表9、10からも察せられるように、賃金に關してそのようなことはまず實際にはあり得ないと言ってよく、洪亮吉の言は、現實の趨勢の觀察によるというよりむしろ、彼にとって理論的要請に基づくものであったことが推察される。しかし、表9に見える蘇州の踹布業工價の上昇率の、米價上昇率[59]に比しての非常な低さは、實質賃金の減少を示すものとして、洪亮吉の論點の一つの裏附けとはなるであ

ろう。

おわりに

以上、清代前期江南に於る諸物價の趨勢を檢討し、棉布・生絲・賃金等に於るやや不明確な部分を除き、何れについても、米價と同樣、明末から順治（一六四四―六一）前半にかけての上昇→康熙（一六六二―一七二二）の低落→乾隆（一七三六―九五）の騰貴、という趨勢を檢出することができた。從って、右の趨勢を、清代前期江南の物價變動の大筋と見做すことができよう。

それぞれの商品の價格を規定した獨自の要因については、本來、それぞれの商品について、㈠價格形成の主要な內的規定要因（生產價格、收益率等）、㈡需給關係―a、需要の長期的或は短期的變化、b、供給の長期的或は短期的變化、―といった諸點を考察すべきであるが、史料上の制約の爲、本稿では、棉花について㈡b、生絲・棉布について㈡a、田土について㈠、㈡a等の點にふれ得たにとどまった。しかし、不十分ではあるが、江南產の棉花と生絲との江南市場に於る地位の差異、凶作・兵亂等の事件が主穀價格とその他諸商品の價格とに短期的に及ぼす異なった影響、田土價格の主要な規定要因、等について、いくつかの論點を提出し得たと思う。

本稿は、從來直接的な構造分析を主流としてきた我國の明清經濟史研究に、變動分析的觀點を取入れようとする試みに於る、一準備作業である。今後、前稿及び本稿で檢出した物價の長期的動向が、どのような要因によるものであり、又、生產・流通構造にどのような影響を與えたか、という問題について、清代經濟の歷史的特質という點に留意しつつ解明していくことを課題としたい。

註

① 清代前期とは、順治（一六四四―六一）、康熙（一六六二―一七二二）、雍正（一七二三―三五）、乾隆（一七三六―九五）

の約百五十年間をさすものとするが、參考として明末の資料も扱った。地域的には、資料の豐富さ及び當時の中國經濟に占める重要性に鑑み、江南デルタ地帶を中心として、資料を蒐集した。

清代物價史の研究に於ては、度量衡の不統一という事情が、物價資料の相互比較を困難にしている。本稿で扱う商品の内、棉花・生絲は單位重量當り、棉布は一疋（一疋の長さ・幅は多様）當り、田土は單位面積當りで價格が表示されていることが多い。重量の單位は、清制では、十六兩（一兩は三七・三グラム）を一斤（＝觔）とする。「擔」は、俗に百斤を指して使われた單位である。民間では、一兩の重さが、地域や扱う商品によってやや異なる外、斤と兩との關係も一定でなく、十四兩、十六兩、十八兩、二十四兩をそれぞれ一斤とするような様々な大きさの秤があった（江南に於る具體例を拾えば、鄭光祖『一斑錄雜述』二「大水」及び六「棉花價」に見える棉花秤、光緒『石門縣志』卷十一、風俗、に見える明末の絲秤、等）。棉布・田土の單位については、それぞれの項に於て言及した。

貨幣は當時、秤量貨幣である銀と、計數貨幣である銅錢とが併用されていたが、清代前期には銀が多く使用されていた爲、本稿の考察に於ては、一應銀を基準とし、銅錢表示價格を扱う場合には、適宜當時の市場に於る銀錢比價によって銀表示價格に換算することとする（詳しくは前稿、一、2b參照）。銀の單位としては、兩—錢—分—釐（一兩＝十錢、一錢＝十分、一分＝十釐）、銅錢の單位としては、文が使用された。

② 西嶋定生「中國初期棉業の形成とその構造」同氏『中國經濟史研究』東京大學出版會、一九六六、八二六—八三三頁。

③ 乾隆『常昭合志』卷十二、雜記、に引く王應奎『柳南續筆』に、「聞之古老、康熙中年、民間市銀一錢、可易錢一百一十文」とある比價を採用した。

④ 前註所引の文に續けて、「迨至雍正間、錢價日昂、漸至一百文、九十文、以及八十五、六文」とあるので、最高最低兩極の比價で換算した。

⑤ 『一斑錄雜述』六、「銀錢貴賤」に、「乾隆四十年以前、……銀一兩兌錢七百文、數十年無所變更」とある率により換算した。

⑥ 同右書同右項に、「（乾隆）五十年後、銀一兩兌錢九百」とある比率により換算した。

⑦ 『閱世編』卷七、食貨一。前稿表2參照。

⑧ 西嶋註②論文、同氏前掲書八二六—八三三頁の考察に於ては、松江府近傍に於る一畝當り子花收穫量を八十斤とし、一畝當り稻米收穫量を東鄉で一石五斗、西鄉で二石五斗とする推計が使用されており、本稿でもそれに依據した。但し、本稿では、棉作經營と稻作經營との收益比較が直接の目的ではない爲、稻米收穫量に關しては、東鄉・西鄉の中間をとって簡略化をはかった。

⑨ 西嶋定生「中國初期棉業市場の考察」同氏前掲書、八九九頁、參照。

⑩ 明末松江府の人、陳繼儒は、兵亂の際の棉花・棉布價格の低落

及び米價の騰貴と對照的な、「客船日來、米價頓減、布價頓增」という狀態を、社會安定のバロメーターとして考えた（『陳眉公全集』卷五十五、「與張曙海郡侯」。寺田隆信「蘇・松地方における都市の棉業商人について」『史林』四十一卷六號、一九五八、五三頁、參照）。

⑪ 葉夢珠『閱世編』卷七、食貨一。

⑫ 西嶋註⑨論文、同氏前揭書八七六―八七九頁、參照。

⑬ 康熙『嘉定縣志』卷四、物產、所載の、嘉定知縣趙昕（康熙八〔一六六九〕年任）の文章も、同趣旨のことを述べている。

⑭ 陸世儀『陸桴亭詩集』卷九、「前雪」（康熙六〔一六六七〕年の作）。陸世儀は太倉州の人。

⑮ 『皇朝經世文編』卷三十六、戶政十一、農政上。

⑯ 鄭光祖『一斑錄雜述』二、「大有年」及び、高晉「請海疆禾棉兼種疏」（『皇朝經世文編』卷三十七、戶政十二、農政中）等。

⑰ 順治年間半ばの江南棉花の好況、康熙初年の供給過剩、及び、乾隆年間に於る北方棉花販入の減少、という趨勢の原因に關し、假說として二點を擧げてみたい。第一に、北方諸省や湖廣地方に於る需要量・供給量の變動である。北方諸省（特に河南）や湖廣地方の棉花をはじめとする農業生產が、明末の動亂の直接の影響を受けて激減したと思われるのに對し、江南の被害は比較的少なかった。その結果、順治年間前半には、江南の棉花や米穀に對する需要が增大し、價格が高騰したのではないかと考えられる。その後、北方諸省や湖廣地方に於て生產は急速に回復したが、それは、當初、人口の回復より急速であった爲、これら諸地域では、康熙初年、農產物の餘剩が生じ、その傾向は、人口が本格的に增加する淸中期まで續いたと考えられるのではあるまいか。第二に銀流通の問題である。順治末年の海禁令・遷界令により外國貿易が禁止され、銀の流入が減少したこと、及び、國內の平和回復により政府の軍事支出が減少して稅銀が國庫に退藏されるようになったこと、以上は、國內の銀流通量を減少させ、順治末年以降の全般的價格低落の要因となったと思われるが、稅糧の大きな部分が銀額で固定されていた當時の稅制下にあって、物價低落は、實質的稅負擔の增加を意味した。その際、貨幣經濟の比較的未發達な地域に於ても、納稅の爲に高價な銀の獲得を必要としたことは、銀の對價としての大量の農產物移出を、これらの地域にとって不可避としたと思われる。卽ち、少なくとも物價下落・銀價騰貴の當初には、銀と商品との流れは、順治前半の好況により銀が多量に流通していた江南に向けての他地域からの大量の商品移出と、これに伴なう江南から他地域への銀流出、という形をとったのであり、このことが、康熙初年の江南への棉花流入を、ある程度說明し得るのではないかと考えられる。以上、全く論證ぬきの假說として提示したが、詳しくは、別稿で取扱いたいと思う。

⑱ 東亞同文會『支那經濟全書』第十二輯、一九〇七、九二頁、二六〇頁、等參照。乾隆『震澤縣志』卷四、物產、道光『震澤鎭志』卷二、物產、咸豐『南潯鎭志』卷廿四、物產、の記事にも、經絲に關する言及がある（以上三史料は、彭澤益編『中國

近代手工業史資料』第一巻、中華書局、一九六二、二〇九頁、四七六頁、四七八頁にそれぞれ引かれている)。

⑲ 彭澤益編前掲書の九〇頁に引く、孫佩『蘇州織造局志』巻五、工料、の項には、線經絲・雙經絲・單經絲・緯絲のそれぞれにつき、異なった撚糸工賃が示してある。前掲『支那經濟全書』第十二輯、二六一頁には、料坊(撚糸屋)の三種の業務を示して、「(甲)雙經ト稱シ當初一根ニテ紡ギタルモノヲ兩根紡合ハスルモノ……(乙)肥絨ト稱ヘ肥絲中ノ熟坯一根ヲ紡ギタルモノ……(丙)紡線ト呼ビ肥・細絲ニ拘ハラズ雙經ト同樣ノ作業ヲ施スノ際恰モ縫絲ノ如ク紡ノ緊ナル卽チ撚ノ強キモノヲ云フ」とあるが、「線經絲」とは、その(丙)に當るものであり、「雙經絲」とは(甲)、「單經絲」とは二本より合わせてない經絲であろうかと思われる。

⑳ H. B. Morse, *The Chronicles of the East India Company Trading to China 1635—1834*, 5 vols. Oxford, 1926—29.

㉑ 同右書、第二巻一八〇頁、第三巻五五—五六頁。

㉒ 同右書、第二巻一二六頁。

㉓ しかし、當然のことながら、江南に於る生絲價格と、廣東等の港に於る輸出價格との間には、大きな差があると考えられる。試みに、表6と表4・5とに共に資料の存在する年について、その生絲價格を比較してみると、廣東價格の江南價格に對する比率は、一・二〜一・五となっている。

㉔ 全國蠶絲業に於る湖絲の位置については、佐伯有一・田中正俊「十六・七世紀の中國農村製絲・絹織業」『世界史講座』I、東洋經濟新報社、一九五五、に敍述がある。

㉕ 前稿、二、3、參照。

㉖ 『史料旬刊』第十八冊、乾隆朝外洋通商案、乾隆二十四(一七五九)年李兆鵬奏摺、及び、『乾隆上諭條例』第百八冊、同年蘇州織造安寧「禁絲觔出洋摺」(李華「試論清代前期的市民鬪爭」中國人民大學中國歷史教研室『中國封建經濟關係的若干問題』北京三聯書店、一九五八、三二一頁)等參照。

㉗ イギリス向け生絲輸出の數量に關しては、E. H. Pritchard, *Anglo-Chinese Relations during Seventeenth and Eighteenth Centuries*, University of Illinois Studies in the Social Sciences, Vol. XVII, Nos. 1—2. 1929. の二一五頁に

イギリスの中國生絲輸入量

年次	輸入量(擔)*	輸入價額(兩)**
乾隆元-5(1736-40)	20	
6-10(1741-45)	134	
11-15(1746-50)	41	
16-20(1751-55)	769	
21-25(1756-60)	586	
26-30(1761-65)		109,711
31-35(1766-70)		490,679
36-40(1771-75)	1,619	454,078
41-45(1776-80)	1,905	514,030
46-50(1781-85)	1,233	256,288
51-55(1786-90)	1,818	556,827
56-60(1791-95)	1,092	281,070

* Pritchard, *Anglo-Chinese Relations.*, p. 215. ポンド單位を擔(=picul)單位に換算した。

** Pritchard, *The Crucial Years*, p. 396.

表がある。ここで問題となっている乾隆二十～三十年代については、乾隆二十五（一七六〇）～三十八（一七七三）年のデータが缺けており、不明な部分が多い爲、同じくプリッチャード氏の、*The Crucial Years of Early Anglo-Chinese Relations, 1750—1800*, Research Studies of the State College of Washington, Vol. IV, Nos. 3—4, 1936. 三九六頁より、東インド會社による中國生絲輸出の價額統計（一七六〇年以降）を引いて附載する。兩者とも逐年の數値が示してあるが、ここでは、簡略化の爲、五年ごとの平均値を示す。何れにせよ、乾隆初年から四十年代に至る增加傾向を看取することができる（右表參照）。

㉘ 『高宗實錄』卷六百六十、乾隆二十七（一七六二）年五月甲辰の上諭に、

自禁止出洋以來、並未見絲觔價平……此蓋由於生齒日繁、物件不得不貴。

とある。生絲輸出禁止とその緩和の過程については、田中正俊「中國社會の解體とアヘン戰爭」同氏『中國近代經濟史研究序說』東京大學出版會、一九七三、一一八—一二一頁、參照。

㉙ 中國への銀の流入と物價騰貴との關係については、彭信威『中國貨幣史』（初版）上海羣聯出版社、一九五四、及び全漢昇「美洲白銀與十八世紀中國物價革命的關係」（同氏『中國經濟史論叢』第二冊、新亞研究所、一九七二、所收）等に於て論じられている。

㉚ 乾隆年間前半の米價騰貴については、汪輝祖『病榻夢痕錄』乾隆五十九（一七九四）年の條に、

往時（乾隆前半）米價至一百五、六十文、卽有餓殍。今米常貴而人尙樂生。蓋往年專貴在米、今則魚鰕蔬果無一不貴、故小販邨農、俱可餬口。

とあって、物價一般の騰貴した乾隆末年と對比して、米のみの騰貴として性格づけられている。米價が、一定の時間差を以て、他物價に先行して變動する例は、日本の江戸時代後期の物價についても見られる。この現象は、次のような假說を以て說明されている。卽ち、米價が騰貴すると、一時的に他の商品に對する有效需要の減少を招くから、それらの商品の價格がただちに上昇することはない。しかし、米價の高騰は、領主や地主、又、自らの生產した米を販賣している中農以上の農民層の貨幣所得の增大をもたらすから、結局に於て他の商品に對する有效需要の增加が生ずる。その結果、一定の期間をおいて、他の物價も米價を追って騰勢に轉ずることになる、と（新保博「德川後期の物價水準（二）」『國民經濟雜誌』百二十七卷三號、一九七三）。但し、そのタイム・ラグは、江戸時代後期の場合、一、二年から長くて三、四年であり、乾隆年間の例を同樣に說明し得るか否かは疑問である。むしろ或は、乾隆年間前半の騰貴は人口增を主因とした主穀中心の騰貴であり、乾隆中期以降の騰貴は貨幣流通量の增大に起因する一般物價騰貴であった、という假說が可能かも知れないが、米穀・生絲以外の商品の騰貴時期を示す詳細な資料が得られぬ現在、斷片的資料からは判斷できず、後考に俟ちたい。

㉛ 西嶋註②論文、同氏前掲書、八三九―八四五頁。

㉜ 清制の營造尺は、一尺が三十二センチメートルに當る。一疋の長さを記す具體例としては、他に、小布＝十九尺、稀布＝二十三尺（以上張春華「滬城歲事衢歌」『上海掌故叢書』所收）、錢鳴涇布＝二丈三、四尺（乾隆『鎭洋縣志』卷一、物產）、長頭＝三丈、短頭＝二丈、放長＝二丈四尺（黃卬『錫金識小錄』卷一、備參上、「力作之利」）等がある。

㉝ 崇禎『松江府志』卷十一、役法一、鄭友玄（華亭知縣）「布解議」參照。

㉞ 康熙中年、織造局が採買した青・藍布については、故宮博物院明清檔案部編『李煦奏摺』中華書局、一九七六、五―六頁所載の奏摺により、農民の副業生產品であったことが知られる。

㉟ 常州府金匱縣の人、錢泳の『履園叢話』卷一、「銀價」に、「乾隆初年、每白銀一兩、換大錢七百文」とある比率により換算した。

㊱ 同右書同右項に、嘉慶元（一七九六）年の比價として載る、銀一兩＝錢一千三、四百文という比率により換算した。

㊲ 洪亮吉『卷施閣文甲集』第一、意言、「生計篇」（乾隆五十八年の作）。因みに、洪亮吉は、この文の中で、「一人之身、歲得布五丈卽可無寒、歲得米四石卽可無飢」と述べ、當時の一般的な棉布消費量を示している。

㊳ 註㉜所引の諸例の中間の値を採った。

㊴ 陸世儀『陸桴亭文集』卷六、「靑浦魏令君德化記」。

㊵ この第二の推論は、織布が專業化している場合のみならず、農家の副業として行なわれている場合でも、その農家の米穀收穫量が、納糧乃至納租分を差し引いた後、飯米の自給に足りなかったとすれば、同樣に成り立ち得るであろう。

㊶ 陳龍正『幾亭全書』卷二十五、政書、鄉籌二。

㊷ 鄭光祖『一斑錄雜述』二、「歲收屢歉」等。

㊸ この慣行は、「杜絕」・「斷杜」・「拔根」等とも呼ばれ、民國時代の『民商事習慣報告錄』に多く報告されているが、これが清代前期の江南にも存在したことは、康熙『嘉定縣志』卷四、風俗、の田土賣買に關する記事や、光緒『華亭縣志』卷二十三、雜志、風俗、中の杜絕慣行の起源を論じた記事等から窺うことができる。又、仁井田陞「清代の取引法等十則」・「中國賣買法の沿革」（共に同氏『中國法制史研究　土地法・取引法』東京大學出版會、一九六〇、所收）參照。

㊹ 建物の敷地用に田土が賣却される場合、田土價格は田底價と田面價とを合計したものとして支拂われ、田底所有者である地主と田面所有者である佃農との間で分配される、ということが清末の蘇州に關して言われている。陶煦『租覈』（東京敎育大學アジア史研究會『近代中國農村社會史研究』大安、一九六七、及び、鈴木智夫『近代中國の地主制』汲古書院、一九七七、所收）所載、「重租論」參照。一田兩主慣行成立以前ならばその田土價格はすべて地主が取得したであろうことを考えれば、どのような形で一田兩主慣行が成立したにせよ、その成立の過程で、本來の田價の一部は田面價に移行したと言うことができる。

㊺ 前近代中國の土地賣買は勢力家による「賤價強買」や飢饉時の賤賣をその實質とするものであった、として價格決定の恣意性を強調する見解の典型例に、南文田「關于中國封建社會土地賣買的實質」『光明日報』一九六五年十月六日、がある。又、地積單位の混亂についても、民國時代に多くの指摘がなされている（例えば、陳翰笙他『畝的差異』國立中央研究院社會科學研究所集刊、第一號、上海、一九二九、等）。なお、一般に使われる地積單位は畝であるが、清の定制の一畝は、六・一四四アールに相當する。

㊻ 正德～嘉靖年間の人、兪弁の『山樵暇語』（『涵芬樓祕笈』第二集、所收）には、弘治年間（一四八八―一五〇五）に蘇州府常熟縣の人、桑民懌が行なった預言が當たり、その後、粮長役の過重によって田價が下落し、往時の十分の一、二以下になった、という話を載せている。

㊼ ただし、當時の敍述の中には、海瑞が奸民を擁護した結果、士大夫の家は肯えて田を買おうとしなくなった、という相反する見解も見ることができる。何良俊『四友齋叢說』卷十三、史九、參照。

㊽ 『閱世編』卷一、田產一。

㊾ 康熙五、六（一六六六、七）年に施行された松江府の均田均役法については、川勝守「初期清朝國家における江南統治政策の展開」『史淵』百十三輯、一九七六、及び、同氏「清朝賦・役制度の確立―江南の均田均役法と順莊編里法とについて―」『法制史研究』二十六號、一九七七、等參照。

㊿ 錢泳『履園叢話』卷一、「田價」。

(51) 汪輝祖『病榻夢痕錄』嘉慶四年の條。

(52) 同註㊿。

(53) 蒐集した諸史料は、大體、この田價變動の趨勢と矛盾するものではないが、ただ、順治年間の田價について、錢泳『履園叢話』が、『閱世編』の騰貴說と異なり、低落したという見解をとっていることが注目される。松江府と常州府との田價變動趨勢が異なっていたと考えられないことはないが、しかし、そもそも錢泳のこの文章は、明代中期の田價について、五十兩から百兩という、當時の物價水準からして高きに過ぎると思われる額を記錄していることからも窺われる如く、忠實な記錄というよりはむしろ、善政乃至太平を田價高と結びつけ、惡政乃至混亂を田價安と結びつけるという、ややイデオロギッシュな性格を持つものと思われ、從って、順治年間についても、まず明清交替に伴なう混亂を想像して、そこから觀念的に當時の田價低落を推測したのではないかと疑われるのである。何れにせよ、當時の世相を目睹した葉夢珠が騰貴を證言していること、又、屠城を經驗した嘉定縣に於てさえ騰貴が報告されていること（光緒『嘉定縣志』卷八、風俗）等から、ここでは、順治初年の江南では田價騰貴が見られたという見解に從うこととする。

(54) 北村敬直氏は、「明末・清初における地主について」『歷史學研究』百四十號、一九四九（のち、同氏『清代社會經濟史研究』大阪市立大學經濟學會、研究叢書2、一九七二、所收）に於て、『閱世編』卷一、田產一、の記事を分析し、田價が、米

價の騰落及び賦税の輕重によって根本的制約を受けているという事實をもとに、租が、田價（土地資本）に對する息＝前期的利潤として考えられていたことを指摘している。

㊺ 清代及び民國時代に於るこの割合に言及した我國の研究としては、村松祐次『中國經濟の社會態制』東洋經濟新報社、一九四九、第二章第五節、及び、佐々木正哉「清代官僚の貨殖について」『史學雜誌』六十三編二號、一九五四、等がある。

㊻ 『雍正硃批諭旨』第二十八冊、七年五月十八日、鄂爾泰摺。

㊼ 例えば、安徽省安慶府桐城縣出身の康熙年間の官僚張英の著した「恒產瑣言」（『篤素堂文集』所收）等に、それが窺える。

㊽ 周天爵『周文忠公尺牘』卷上、「與劉次白書」。道光十一（一八三一）年の作。

㊾ 葉紹袁『啓禎記聞錄』卷二、崇禎十五（一六四二）年の條。

㊿ 明末清初の賃金水準上昇にふれた近年の論稿として、北田英人「張履祥家の經營と雇傭勞働の擡頭―『楊園先生全集』の經濟的分析・その一」『北大史學』十六號、一九七六、及び、足立啓二「明末清初の一農業經營―『沈氏農書』の再評價―」『史林』六十一卷一號、一九七八、がある。

(61) 康熙年間から乾隆末年までの間に、銀表示米價は少なくとも三倍以上に騰貴している。前稿、二、參照。

The Secular Trend of Commodity Prices in Chiang-nan 江南 in the First Half of the Ch'ing 清 Period

Nakayama Mio

Continuing on the previous study of rice prices (see Nakayama Mio, "The Secular Trend of Rice Prices in Chiang-nan in the First Half of the Ch'ing Period", *Shigaku Zasshi*, vol. 87, no. 9, pp. 1–33), in this paper I looked into the long-term trend in price changes of five other commodities, i. e., raw cotton, raw silk, cotton fabrics, land, and wages in Chiang-nan in the first half of the Ch'ing period.

Except in some cases of raw silk, cotton fabrics, and wages, the following pattern was observed:

1) the upward trend from the end of the Ming 明 to the first half of the Shun-chih 順治 reign (1644–61);

2) the downward trend during the K'ang-hsi 康熙 reign (1662–1722);

3) the sharp rise during the Ch'ien-lung 乾隆 reign (1736–95).

This pattern agrees roughly with that found in the rice prices and thus can be regarded as the general pattern of price change.

As for the peculiarities in the price formation of some commodities, the following can be said:

1) The condition of cotton fabrics market and competition with products from other regions influenced the raw cotton prices.

2) Compared with the raw cotton, competition with the products from other regions was less in case of the raw silk, and the prices too seem to have been more stable.

3) The prices of cotton fabrics were closely related to those of raw cotton; during the famines, however, they showed a marked decline due to the forced selling.

4) The prices of land were determined by dividing the annual yield by the average rate of return; however, the common notion of regarding the land as "permanent property" and forced sales during the famines have to be taken into account.

With the findings in this and the previous study, the task now will be to explain the reasons for the price changes and also their influence on the production and market structure in the context of the Ch'ing economic history.